岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後					
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)					
[略]				略]				
9 [略]	[略]		9	[略]		[略]		
9の2 農地法(以下この項において「法」という。) に基	盛岡市							
づく次に掲げる事務(同一の事業の目的に供するための農								
地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるもの								
<u>を除く。)</u>								
(1) 法第4条第1項の農地の転用の許可(同一の事業の								
目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るもの								
<u>に限る。)</u>								
(2) 法第4条第8項の国又は都道府県等との協議(同一								
<u>の事業の目的に供するための2へクタール以下の農地に</u>								
<u>係るものに限る。)</u>								
(3) 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の転用のため								
の権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供す								
<u>るための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係る</u>								
<u>ものに限る。)</u>								
(4) 法第5条第4項の国又は都道府県等との協議(同一								
の事業の目的に供するための2へクタール以下の農地又								
は採草放牧地に係るものに限る。)								

(5) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転						
(前各号及び第9号の事務に係るものに限る。)						
(6) 法第49条第3項の通知又は公示(前号の事務に係る						
<u>ものに限る。)</u>						
(7) 法第49条第5項の損失の補償(第5号の事務に係る						
<u>ものに限る。)</u>						
(8) 法第50条の報告の徴取(前各号及び次号の事務に係						
<u>るものに限る。)</u>						
(9) 法第51条第1項の違反転用に対する処分(第1号か						
ら第4号までの事務に係るものに限る。)						
(10) 法第51条第3項の原状回復等の措置及び公告(前号						
<u>の事務に係るものに限る。)</u>						
(11) 法第51条第4項の原状回復等の措置に要した費用の						
違反転用者等からの徴収(前号の事務に係るものに限る						
<u>。)</u>						
<u>9の3</u> [略]	[略]	9の2	[略]			[略]
<u>9の4</u> [略]	[略]	903	[略]			[略]
[略]		[略]			<u>.</u>	
						<u> </u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。